

# 子どもたちの未来のために

虐待に関する相談は全国的に増加していて、子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。虐待はどの家庭にも起こり得る問題です。地域全体で目配り・気配りをして子どもたちを守りましょう。

## 児童虐待とは

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす虐待には、主に次のようなものがあります。

身体的虐待：たたく、蹴る、首を絞める、激しく揺さぶる、熱湯や冷水を浴びせるなど

ネグレクト：食事を与えない、学校に行かせない、病院に連れて

行かないなど

心理的虐待：暴言、きょうだい間の差別、無視、家族への暴力を見せるなど

性的虐待：子どもにわいせつな行為をする・させる・見せるなど

## 虐待のサインを見逃さないで

いつも子どもの泣き叫ぶ声がある、夜遅くまで子どもが家の外にいる、不自然な傷があるなど、虐待のサインは日常の中に表れています。

地域社会の一人一人が児童虐待防止の意識を持ち、子どもやその親からのサインを見逃さないことが大切です。あなたのその「気付き」が子どもの命を救うきっかけになるかもしれません。

虐待かどうか判断できない場合でも、その可能性があったら、た

めらわずに次の通告窓口に連絡してください。

通告は匿名で行うことができ、

通告者や通告内容に関する秘密は厳守されます。

## 通告窓口

### 子ども110番

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

電話番号 23・5110 (子育て支援課)

## 児童相談所全国共通ダイヤル

日時 24時間年中無休  
電話番号 1189

## 周りにいませんか ヤングケアラー

ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族の世話・見守りをしている、親に代わって家事や幼いきょうだいの世話をしているなど、年齢や成長に見合わない重い責任を負っている18歳未満の

子どものことです。負担が大きくなると、心身の発達・友人関係・勉強・進路などに影響を受けてしまいます。

しかし、ヤングケアラーはその日常が当たり前だと思っていたり、家族の役に立ちたいという思いがあったりするなど、事情はさまざまです。

もし周りにヤングケアラーがいたら、子どもの考えを否定せず、家族と子どもの双方を尊重しながら関わるようにしましょう。

※くわしくは子育て支援課(☎20・1538)へ。

## 子どもたちへ

「家族からたたかれる」「ご飯を食べさせてくれない」「学校に行かせてもらえない」といったことはありませんか。話を聞いてもらいたいとき、苦しいときには電話をかけてください。あなたを守ってくれる大人がいます。

子ども110番  
日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
電話番号 = 23-5110

チャイルドライン  
日時 月～土曜日 午後4時～9時  
電話番号 = ☎0120-99-7777  
児童相談所全国共通ダイヤル  
日時 いつでも  
電話番号 = 189



## 保護者の皆さんへ

「子どもといるとイライラしてしまう」「自分の子どもなのかかわいと思えない」など、育児に不安を感じたことはありませんか。子育ては楽しいことばかりではなく、大変なこともあります。一人で抱え込まず、誰かに話を聞いてもらいましょう。

家庭児童相談室  
子どもや家庭についてのさまざまな相談ができます。  
日時 月～金曜日 午前9時～午後4時  
電話番号 = 20-1538 (子育て支援課)

子ども家庭110番  
子どものしつけや教育などについて相談ができます。  
日時 毎日 午前8時30分～午後8時  
電話番号 = 043-252-1152 (県中央児童相談所)